## 〇共同生活援助サービス費

			基本部分			注 大規模住居等 減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満	サービス管理 又責任者の員数 はが基準に満た	注 共同生活援助 計画が作成さ れていない場 合	注 個人単位ヘル パー長時間利 用減算	注 身体拘束廃止 未実施減算	注 虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画 未策定減算	注 情報公表未報 告滅算	注 委託先である指定居宅介護事業者に より受託居宅介護サービスが行われる 場合
イ 共同生活	舌援助サービス費	1(1)	(1) 区分6		(600単位)		たない場合	ない場合	п	]					
			(2) 区分5		(456単位)										
		(6:1)	(3) 区分4		(372単位) (297単位)										
			(5) 区分2		(188単位)	入居定員が									
- 4-4	7 10 Ph 11 1 7 m 40	(CT)	(6) 区分1以下		(171単位)	8人以上 ×95/100									
口 共同生活	舌援助サービス費	((II)	(1) 区分6		(717単位) (569単位)	入居定員が 21人以上	減算が適用さ れる月から2月	減算が適用さ	減算が適用さ						
	(	(体験利用)	(3) 区分4		(481単位)	×93/100	れる月から2月 目まで ×70/100	れる月から4月 目まで ×70/100	れる月から2月 目まで ×70/100						
			(4) 区分3		(410単位)	一体的な運営 が行われてい る共同生活住	3月以上連続し	5月以上連続し	3月以上連続し		×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
			(5) 区分2 (6) 区分1以下		(290単位) (273単位)	居(サテライト 型住民を含む)	て滅算の場合 ×50/100	て滅算の場合 ×50/100	て減算の場合 ×50/100						
ハ 個人単						の入居定員の 合計数が21人 以上					Ī				
位で居宅介 護等を利用 する場合			(一) 区分6		(369単位)	×95/100				同日に8時間					
(特例)	世話人配置6:1	の場合	(二) 区分5		(306単位)					以上個人単位 ヘルパーでの 居宅介護を利					
						-				居宅介護を利 用した場合 ×95/100					
			(三) 区分4		(270単位)										
イ 日中サ-	ービス支援型共同	生活援助サービス費(I)	(1) 区分6		(997単位)										
		(5:1)	(2) 区分5		(860単位) (771単位)										
		(0.1)	(4) 区分3		(524単位)	1									
ロ 日中サ-	ービス支援型共同	生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 区分6		(1,168単位)	]									
		(体験利用)	(2) 区分5		(1,028単位) (938単位)	$\ $									
	,		(4) 区分3		(938単位) (672単位)	1									
ハ 日中を 当該共同			(一) 区分6		(765単位)	]									
生活住居以外で過ご	1		(三) 区分5 (三) 区分4		(627単位) (539単位)	$\parallel$									
す場合	世話人配置5:1	の場合	(三) 区分4 (四) 区分3		(539単位) (407単位)										
			(五) 区分2		(270単位)										
			(大)区分1以下		(253単位)										
			(一) 区分6 (二) 区分5		(929単位) (787単位)	入居定員が 21人以上	減算が適用さ れる月から2月	減算が適用さ れる月から4月	減算が適用さ れる月から2月						
	体験利用の場合	•	(三) 区分4		(695単位)	×93/100 一体的な運営が	目まで ×70/100	目まで ×70/100	目まで ×70/100		×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	
	H-6X137000-9612	•	(四) 区分3		(546単位)	行われている共 同生活住居の入	3月以上連続し て滅算の場合	5月以上連続し て滅算の場合	3月以上連続し て減算の場合		1007 100	1007 100	×877 100	×302 100	
			(五) 区分2 (六) 区分1以下		(408単位)	居定員の合計数 が21人以上 ×95/100	×50/100	×50/100	×50/100						
二 個人単 位で居宅介 護等を利用						× 95/100									
護等を利用 する場合 (特例)		]生活住居で過ごす者	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(565単位)										
	I T E SIMON	LALACAC 7 B	(1)	(三) 区分4	(467単位)					同日に8時間					
				(一) 区分6	(454単位)					以上個人単位 ヘルパーでの 居宅介護を利 用した場合 ×95/100					
	D. d. + * * * * * * * * * * * * * * * * * *	]生活住居以外で過ごす者	(3)世話人配置5:1の場合		(394単位)					×95/100					
	TTE SEXTE	1工品 正启 水/ F C 起 C y 包	(O) EL BIJ (NO EL O : 103-90 EL	(=) (2)	( 234 衛 江 )										
				(三) 区分4	(356単位)										
							世話人の員数 が基準に満た ない場合		外部サービス 利用型共同生 活援助計画が 作成されてい						
イ 外部サー	ービス利用型共同	生活援助サービス費(I)								1					・受託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 96単
(6:1)					(171単位)	入居定員が	減算が適用さ れる月から2月	減算が適用さ れる月から4月	減算が適用さ れる月から2月						TIZ
ロ 外部サー	ービス利用型共同	生活援助サービス費(Ⅱ)				8人以上 ×90/100	目まで ×70/100	目まで ×70/100	目まで ×70/100		×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	合 194単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未 準の場合 283単位に正要時間30分か
(10:1)					(115単位)	入居定員が 21人以上	3月以上連続し	5月以上連続し	3月以上連続し て滅算の場合		1007 100	× 997 100	×877 100	×302 100	ら計算して所要時間15分を増すごとに87 単位を加算した単位数
		生活援助サービス費(Ⅲ)		-		×87/100	て滅算の場合 ×50/100	て滅算の場合 ×50/100	て減算の場合 ×50/100						ロ 所要時間15分以上20分未素の場 を 194様位 の場合 263様位に所要時間30分よ 減の場合 263様位に所要時間30分か ら計算して所要時間15分を増すごとに37 域を加加上5株位数 5.5 所要時間15分に対したの場合 2.6 株位以下第一個15位に対したの場合 1.6 大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪
(体験利用)	·				(273単位)		<u> </u>	<u>                                     </u>	<u> </u>						加算した単位数
	生活援助サービス	ス費			<b>後 0日 t 明在 !・ - ・ </b>		,		,						
(退居後)	H_F-2 Drmm	<b>井原本学域所共 ピック</b>		退居	後、3月を限度として、1月につき2000単位	] 1									
退居後外部 (退居後)	ッーピス利用型井	共同生活援助サービス費		退居	後、3月を限度として、1月につき2000単位										
		I		区分4以上	(1日につき83単位を加算)	1									
		イ 人員配置体制加算(I)	12:1	区分3以下	(1日につき77単位を加算)										
		口 人員配置体制加算(II)	30:1	区分4以上 区分3以下	(1日につき33単位を加算) (1日につき31単位を加算)	}									
		ハ 人員配置体制加算(ED) 二 人員配置体制加算(EV)	12:1、個人単位特例 30:1、個人単位特例		(1日につき84単位を加算) (1日につき33単位を加算)										
		二 人員配置体制加算(IV) ホ 人員配置体制加算(V)	30:1、個人単位特例 7.5:1	区分4以上	(1日につき138単位を加算)										
			20:1	区分3 区分4以上	(1日につき121単位を加算) (1日につき53単位を加算)	1									
人員而	2置体制加算	へ 人員配置体制加算(VI)		区分3	(1日につき45単位を加算) (1日につき131単位を加算)	1									
		ト 人員配置体制加算(VE)	7.5:1、日中住居以外	区分3以下	(1日につき112単位を加算)										
		チ 人員配置体制加算(MII)	20:1、日中住居以外	区分4以上 区分3以下	(1日につき50単位を加算) (1日につき42単位を加算)										
		リ 人員配置体制加算(IX) ヌ 人員配置体制加算(X)	7.5:1、個人単位特例 20:1、個人単位特例		(1日につき134単位を加算)	1									
		ル 人員配置体制加算(XI)	7.5:1、個人単位特例、日		(1日につき50単位を加算) (1日につき128単位を加算)										
		ヲ 人員配置体制加算(XII) ワ 人員配置体制加算(XIII) カ 人員配置体制加算(XIV)	20:1、個人単位特例、日 12:1 30:1	中住居以外	(1日につき49単位を加算) (1日につき73単位を加算) (1日につき28単位を加算)										
					·	1									
<b>超加速</b>	員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) ロ 福祉専門職員配置等加算(I)			(1日につき10単位を加算) (1日につき7単位を加算)	-									
		<ul><li>□ 倍征等門職員配置等加算(Ⅱ)</li><li>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</li></ul>			(1日につき7単位を加算) (1日につき4単位を加算)	1									
視覚・聴覚さ	言語障害者支援体	本制加算 イ 視覚・聴覚言語			(1日につき51単位を加算)	1									
		1 0000 4000 mas	障害者支援体制加算(Ⅱ)		(1日につき41単位を加算)	]									
看護職員配	置加算				(1日につき70単位を加算)	]									
	障害者支援体制	加算													
					(1日につき41単位を加算)										
	L 家族加賀				(1月につき100単位を加算)	1									
ピアサポー															

ピアヤ	サポート実施加算			(1月につき100単位を加算
援加	イ 夜間支援等 体制加算(I)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	─区分4以上	(1日につき672単位を加算
			二区分3	(1日につき560単位を加算
		(2)夜間支援対象利用者3人	回区分2以下 (一区分4以上	(1日につき448単位を加算 (1日につき448単位を加算
			(二区分3	(1日につき373単位を加算
			回区分2以下	(1日につき299単位を加算
		(3)夜間支援対象利用者4人	─区分4以上	(1日につき336単位を加算
			□区分3 □区分2以下	(1日につき280単位を加算 (1日につき224単位を加算
		(4)夜間支援対象利用者5人	(→区分4以上	(1日につき269単位を加算
			二区分3	(1日につき224単位を加算
			回区分2以下	(1日につき179単位を加算
		(5)夜間支援対象利用者6人	(→区分4以上	(1日につき224単位を加算
			□区分3 □区分2以下	(1日につき187単位を加算 (1日につき149単位を加算
		(6) 夜間支援対象利用者7人	(→区分4以上	(1日につき192単位を加算
			二区分3	(1日につき160単位を加算
			回区分2以下	(1日につき128単位を加算
		(7)夜間支援対象利用者8人	(→区分4以上	(1日につき168単位を加算
			□区分3 □区分2以下	(1日につき140単位を加算 (1日につき112単位を加算
		(8) 夜間支援対象利用者9人	(一)区分4以上	(1日につき149単位を加算
			二区分3	(1日につき124単位を加算
			闫区分2以下	(1日につき99単位を加算
		(9)夜間支援対象利用者10人	(→区分4以上	(1日につき135単位を加算
			□区分3 □区分2以下	(1日につき113単位を加算 (1日につき90単位を加算
		(10)夜間支援対象利用者11人	(一区分4以上	(1日につき122単位を加算
			二区分3	(1日につき102単位を加算
			回区分2以下	(1日につき81単位を加算
		(11)夜間支援対象利用者12人	(→区分4以上	(1日につき112単位を加算
			□区分3 □区分2以下	(1日につき93単位を加拿 (1日につき75単位を加拿
		(12)夜間支援対象利用者13人	─区分4以上	(1日につき103単位を加)
			二区分3	(1日につき86単位を加加
		(19) 実際支援4条3102・・・	三区分2以下	(1日につき69単位を加算
		(13)夜間支援対象利用者14人	(→区分4以上	(1日につき96単位を加ま
			□区分3 □区分2以下	(1日につき80単位を加) (1日につき64単位を加)
		(14)夜間支援対象利用者15人	(一)区分4以上	(1日につき90単位を加)
			二区分3	(1日につき75単位を加算
			闫区分2以下	(1日につき60単位を加算
		(15)夜間支援対象利用者16人	(→区分4以上	(1日につき84単位を加ま
			(3) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	(1日につき70単位を加ま (1日につき56単位を加ま
		(16)夜間支援対象利用者17人	(一)区分4以上	(1日につき79単位を加)
			二区分3	(1日につき66単位を加)
		(17)夜間支援対象利用者18人	(三区分2以下	(1日につき53単位を加)
		(17)恢同又拨对条何用自10人	○区分4以上 (二区分3	(1日につき75単位を加ま (1日につき63単位を加ま
			回区分2以下	(1日につき50単位を加加)
		(18)夜間支援対象利用者19人	(一)区分4以上	(1日につき71単位を加)
			二区分3	(1日につき59単位を加算
		(19)夜間支援対象利用者20人	回区分2以下	(1日につき47単位を加)
		(10) (AIN) (A17) (10)	→区分4以上 □区分3	(1日につき67単位を加3 (1日につき56単位を加3
			三区分2以下	(1日につき45単位を加)
		(20)夜間支援対象利用者21人	(→区分4以上	(1日につき64単位を加加
			二区分3	(1日につき53単位を加ま
		(21)夜間支援対象利用者22人	□区分2以下 (→区分4以上	(1日につき43単位を加) (1日につき61単位を加)
			(二区分3	(1日につき51単位を加3
			闫区分2以下	(1日につき41単位を加加
		(22)夜間支援対象利用者23人	(→区分4以上	(1日につき58単位を加) (1日につき48単位を加)
			二区分3 三区分2以下	(1日につき48単位を加) (1日につき39単位を加)
		(23)夜間支援対象利用者24人	(一区分4以上	(1日につき56単位を加)
			二区分3	(1日につき47単位を加多
		(24)夜間支援対象利用者25人	闫区分2以下	(1日につき37単位を加算
		(24)夜間支援对家利用者25人	(→区分4以上	(1日につき54単位を加)
			口区分3 (口区分2以下	(1日につき45単位を加ま (1日につき36単位を加ま
		(25)夜間支援対象利用者26人	(→区分4以上	(1日につき51単位を加)
			二区分3	(1日につき43単位を加)
		(26)夜間支援対象利用者27人	□区分2以下	(1日につき34単位を加)
			○区分4以上 (□区分3	(1日につき50単位を加) (1日につき42単位を加)
			回区分2以下	(1日につき33単位を加)
		(27)夜間支援対象利用者28人	(一区分4以上	(1日につき48単位を加)
			(二区分3	(1日につき40単位を加)
		(28)夜間支援対象利用者29人	(三区分2以下 (一区分4以上	(1日につき32単位を加ま (1日につき46単位を加ま
			口区分3	(1日につき38単位を加)
			闫区分2以下	(1日につき31単位を加算
			(−)区分4以上	(1日につき45単位を加)
		(29)夜間支援対象利用者30人		
		(29)夜間支援対象利用者30人	□医分3	
	口 夜間支援等	(29)夜間支援対象利用者30人 (1)夜間支援対象利用者4人以下	□区分3 □区分2以下	(1日につき30単位を加加
	口 夜間支援等 体制加第(II)			(1日につき30単位を加) (1日につき112単位を加)
		(1)夜間支援対象利用者4人以下 (2)夜間支援対象利用者5人 (3)夜間支援対象利用者6人		(1日につき30単位を加3 (1日につき112単位を加3 (1日につき90単位を加3 (1日につき95単位を加3
		(1) 夜間支援対象利用者4人以下 (2) 夜間支援対象利用者5人 (3) 夜間支援対象利用者5人 (4) 夜間支援対象利用者7人		(1日につき30単位を加多 (1日につき112単位を加多 (1日につき90単位を加多 (1日につき75単位を加多 (1日につき64単位を加多
		(1) 夜間支援対象利用者4人以下 (2) 夜間支援対象利用者5人 (3) 夜間支援対象利用者6人 (4) 夜間支援対象利用者7人 (5) 夜間支援対象利用者8人		(1日につき30単位を加ま (1日につき112単位を加ま (1日につき90単位を加ま (1日につき75単位を加ま (1日につき64単位を加ま (1日につき64単位を加ま
		(1) 夜間支援対象利用者4人以下 (2) 夜間支援対象利用者5人 (3) 夜間支援対象利用者5人 (4) 夜間支援対象利用者7人		(1日につき30単位を加ま (1日につき112単位を加ま (1日につき90単位を加ま (1日につき75単位を加ま (1日につき64単位を加ま (1日につき68単位を加ま (1日につき68単位を加ま (1日につき68単位を加ま
		(1)夜間支援対象利用者4人以下 (2)夜間支援対象利用者5人 (3)夜間支援対象利用者5人 (4)夜間支援対象利用者7人 (5)夜間支援対象利用者7人 (6)夜間支援対象利用者9人 (7)夜間支援対象利用者10人 (6)夜間支援対象利用者11人		(1日につき30単位を加ま (1日につき112単位を加ま (1日につき9単位を加ま (1日につき64単位を加ま (1日につき56単位を加ま (1日につき58単位を加ま (1日につき58単位を加ま (1日につき58単位を加ま (1日につき58単位を加ま
		(1)被開支補対象利用者4人以下 (2)被開支補対象利用者6人 (3)被開支補対象利用者6人 (4)被開支期対象利用者6人 (4)被限支期対象利用者7人 (6)被限支期対象利用者6人 (6)被限支期対象利用者6人 (7)被限支期対象利用者1人 (3)被限支期效率用用者1人 (3)被限支期效率用用者1人		(1日につき30単位を加) (1日につき11単位を加) (1日につき90単位を加) (1日につき7単位を加) (1日につき7単位を加) (1日につき64単位を加) (1日につき69単位を加) (1日につき69単位を加) (1日につき69単位を加) (1日につき69単位を加) (1日につき69単位を加)
		(1) 液間支援対象利用者4人以下 (2) 液間支援対象利用者6人 (3) 液間支援対象利用者6人 (4) 液間支援対象利用者7人 (6) 液間支援対象利用者0人 (6) 液間支援対象利用者0人 (6) 液間支援対象利用者10人 (8) 液間支援対象利用者11人 (0) 或图支援対象利用者11人 (10) 液間支援対象利用者13人		(1日につき30単位を20月 (1日につき112単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月 (1日につき90単位を20月)
		(1) 夜間支援対象利用者4人以下 (2) 夜間支援対象利用者6人 (3) 夜間支援対象利用者6人 (4) 夜間支援対象利用者7人 (5) 夜間支援対象利用者7人 (5) 夜間支援対象利用者10人 (6) 夜間支援対象利用者10人 (6) 夜間支援対象利用者11人 (9) 夜間支援対象利用者12人 (10) 夜間支援対象利用者13人 (11) 夜間支援対象利用者14人		(1日につき30単位を加) (1日につき12単位を加) (1日につき00単位を加) (1日につき00単位を加) (1日につき04単位を加) (1日につき04単位を加) (1日につき04単位を加) (1日につき245単位を加) (1日につき345単位を加) (1日につき345単位を加) (1日につき345単位を加) (1日につき345単位を加)
		(1) 液間支援対象利用者4人以下 (2) 液間支援対象利用者6人 (3) 液間支援対象利用者6人 (4) 液間支援対象利用者7人 (6) 液間支援対象利用者0人 (6) 液間支援対象利用者0人 (6) 液間支援対象利用者10人 (8) 液間支援対象利用者11人 (0) 或图支援対象利用者11人 (10) 液間支援対象利用者13人		(1日につき30単位を加) (1日につき10単位を加) (1日につき10単位を加) (1日につき50単位を加) (1日につき50単位を加) (1日につき50単位を加) (1日につき50単位を加) (1日につき50単位を加) (1日につき40単位を加) (1日につき37単位を加) (1日につき37単位を加) (1日につき37単位を加) (1日につき37単位を加) (1日につき37単位を加)
		(1) 夜間支援対象利用者4人以下 (2) 夜間支援対象利用者6人 (4) 夜間支援対象利用者6人 (4) 夜間支援対象利用者7人 (5) 夜間支援対象利用者9人 (6) 夜間支援対象利用者10人 (6) 夜間支援対象利用者10人 (6) 夜間支援対象利用者12人 (10) 夜間支援対象利用者12人 (10) 夜間支援対象利用者15人 (11) 夜間支援対象利用者15人 (12) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (14) 夜間支援対象利用者16人 (14) 夜間支援対象利用者16人		(1日につき30単位を加引 (1日につき12単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき94単位を加引 (1日につき96単位を加引 (1日につき96単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引 (1日につき48単位を加引
		(1) 被限支援对象利用者4人以下 (2) 被限支援对象利用者6人 (3) 被限支援对象利用者6人 (4) 使限度提对象利用者6人 (4) 使用度接到象利用者6人 (6) 被限发援对象利用者6人 (7) 使限度提对象利用者1人 (6) 被限发援对象利用者1人 (7) 使限度援对象利用者1人 (10) 使取度援对象利用者1人 (11) 使用度接对象利用者1人 (13) 使取度援对象利用者16人 (13) 使用度援对象利用者16人 (14) 使用度接对象利用者16人 (14) 使用度接对象利用者16人 (14) 使用度接对象利用者16人 (15) 使用度援对象利用者16人		(1日につき30単位を加す (1日につき10単位を加す (1日につき10単位を加す (1日につき40単位を加す (1日につき40単位を加す (1日につき40単位を加す (1日につき40単位を加す (1日につき40単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき30単位を加す (1日につき20単位を加す (1日につき20単位を加す
		(1) 夜間支援対象利用者4人以下 (2) 夜間支援対象利用者5人 (3) 夜間支援対象利用者5人 (4) 夜間支援対象利用者7人 (6) 夜間支援対象利用者7人 (6) 夜間支援対象利用者1人 (6) 夜間支援対象利用者1人 (6) 夜間支援対象利用者1人 (7) 夜間支援対象利用者11人 (9) 夜間支援对象利用者13人 (11) 夜間支援対象利用者13人 (11) 夜間支援対象利用者15人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (14) 夜間支援対象利用者19人		(1日につき30単位を加引 (1日につき10単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき40単位を加引 (1日につき30単位を加引 (1日につき32単位を加引 (1日につき32単位を加引 (1日につき22単位を加引 (1日につき22単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引
		(1) 表面支援対象利用者4人以下 (2) 设面支援对象利用者6人 (3) 夜面支援对象利用者6人 (4) 夜面支援对象利用者6人 (4) 夜面支援对象利用者6人 (6) 夜面支援对象利用者0人 (6) 夜面支援对象利用者10人 (8) 夜面支援对象利用者11人 (9) 夜面支援对象利用者13人 (11) 夜面支援对象利用者13人 (11) 夜面支援对象利用者14人 (13) 夜面支援对象利用者14人 (13) 夜面支援对象利用者15人 (13) 夜面支援对象利用者16人 (14) 夜面支援对象利用者16人 (16) 夜面支援对象利用者10人 (16) 夜面支援对象利用者10人 (16) 夜面支援对象利用者10人 (17) 夜面支援对象利用者10人 (17) 夜面支援对象利用者10人 (17) 夜面支援对象利用者10人		(日日につきる事業を必要) (1日につきる事業を必要) (1日につきの事金を割す (1日につきの事金を割す (1日につきの事金を割す (1日につきの事金を割す (1日につきの事金を割す (1日につきの事金を割す (1日につきるの事金を割す (1日につきるの事金を)
		(1) 夜間支援対象利用者4人以下 (2) 夜間支援対象利用者5人 (3) 夜間支援対象利用者5人 (4) 夜間支援対象利用者7人 (6) 夜間支援対象利用者7人 (6) 夜間支援対象利用者1人 (6) 夜間支援対象利用者1人 (6) 夜間支援対象利用者1人 (7) 夜間支援対象利用者11人 (9) 夜間支援对象利用者13人 (11) 夜間支援対象利用者13人 (11) 夜間支援対象利用者15人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (13) 夜間支援対象利用者16人 (14) 夜間支援対象利用者19人		(1日につき30単位を加引 (1日につき10単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき90単位を加引 (1日につき40単位を加引 (1日につき30単位を加引 (1日につき32単位を加引 (1日につき32単位を加引 (1日につき22単位を加引 (1日につき22単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引 (1日につき23単位を加引

TOTAL   TOTA
Total
Comparison   Com
Transfer
Table   Tabl
Proceedings
March
1000   1000
TORGETHER   TORG
Temperature
The Property   The
### CONTROL OF CONTROL
THE PROPERTY   10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10
Transfer
TOTAL CONTINUES   TOTAL CONTINUES
THE PROPERTY   THE
The property of the property
Part
Table   Tabl
Part
Indicate
Part
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
Procession   Company   C
Part
# 1
Part
# 1
### 1
# 2
### ### ### #### ###################
# 변경 등 변경
### 1
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
「日の後年度報告報報報報の日本
(1) (1) (日本政策政策等の研究が入 (1) (日本日の中間を登越。
「「「「中の政策を持ちられている」」
日本の日本日本日本日本
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
「日本の表現   1 日本の表現   1
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
1
日本の大学が交換を表現
日子支援政策 (1日の大変対象 (1日の大変対象 (1日の大変対象 (1日の大変対象 (1日の大変 (1日の大変) (
日日で実施的 (1987年) (19
日日の天政師(日の天政師) (1) 日の天政師 (1) 日の天政師 (2) 593 以下 (1) 日の子政師を施加 (1) 日の子政師を加加 (1) 日の子が加加を加加 (1) 日の子が加加 (1) 日の子が加加 (1) 日の子が加加 (1) 日の子が加加を加加 (1) 日の子が加加 (1) 日
(1) は分型は下 (1日につき270年を担当 (1日につき270年を11日に) (1日に) (1日に
日本学文芸加算
## 日本中央支援加軍
□ 五生共交援加算(目) (1日につきたの単位を加算) □ 五生生交援加算(目) (の長を間反に1月につきたの単位を加算) □ 五生生交援加算(目) (の長を間反に1月につきたの単位を加算) □ 五生生交援加算(目) (人限や上限、直接検与型化では1月につきたの単位を加算) □ 五生生交援加算(目) (利用期間が19年以大の場合を加算) □ 日の土生交援加算(目) (利用期間が19年以大の場合を加算) □ 日の土生交援加算(日) (利用期間が19年以大の場合を加算) □ 日間につきたの単位を加算) □ 人の元生法支援加算(日) (利用期間が19年以大の場合・効率を組定を加算) □ 人の元生法支援加算(日) (利用期間が19年以大の場合・効率を組定を加算) □ 人の元生法支援加算(日) (利用期間が19年以大の場合・効率を組定を加算) □ 人の規則が19日以上 (1日につきた)は中値を加算) □ 人の規則が19日以上7日未満 (1回につきた)は中値を加算) □ 人の規則が19日以上19日未満 (1回につきた)は中値を加算) □ 人の規則が19日以上19日未満 (1回につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援型治炎不同生活援助等業所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を共同生活援助等業所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を共同生活援助等事所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を共同生活援助等事所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を共同生活援助等事所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を共同生活援助等事所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を対の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を実施の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を共同生活援助等事所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を対の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を対の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を兼所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を兼所の場合 (1日につきた)は中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を対し、中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を対し、中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を対し、中値を加算) □ 日の中で・ビス支援対象を対し、中値を加算) □ 日の中で・ビス支援が対し、中値を加算) □ 日の中で・ビス支援が対し、日の中で
日立生活支援加算
(6月を撮影に1月につき100年旬を加算)  「自立生活支援加算(目) (人間中の場合 20項目)  「利用期間が4年を超えて6年以内の場合 30種位果単位を加算 1 (利用期間が4年を超えて6年以内の場合 30種位果単位を加算 1 (利用用間が4年を超えて6年以内の場合 30種位果単位を加算 1 (利用用間が4年を超えて6年以内の場合 30種位果単位を加算 1 (利用につき12年以上2年成在加算 1 1 日につき12年以上2年成在加算 1 日につき12年成在加算 1 日にのき12年成日 1 日につき12年成日 1 日にのき12年成日 1 日にのま12年成日 1 日にのま12
□ 前立生漢支援加算(目) (人類中2個、規則後十回後間度として、500単位を加算単位を加算) (利用期間が5年を超えて4年以内の場合 50単位単位を加算) (利用期間が5年を超えて4年以内の場合 50単位単位を加算) (利用期間が5年を超えて5年以内の場合 50単位単位を加算) (利用期間が5年を超えて5年以内の場合 50単位単位を加算) (利用期間が5年を超えて5年以内の場合 50単位単位を加算) (利用期間が5年を超えて5年以内の場合 50単位単位を加算) (利用期間が5年を超える場合 40単位を加算) (利用期間が5年を超える場合 50単位を加算) (利用期間が5年を超える場合 50単位を加算) (利用間が7日以上 (1回につき541単位を加算) 日 外加限的が7日以上 (1回につき12単位を加算) 日 外加限的が7日以上 (1回につき12単位を加算) 日 外加限的が7日以上 (1回につき12単位を加算) 日 日につき12単位を加加算 (1日につき12単位を加加算) 日 日につき12単位を加加算 (1日につき12単位を加算) 人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき169単位を加算) 長期神を持定援加算 (1日につき169単位を加算) 日 日・サービス支援指指支援制度法援助事業所の場合 (1日につき169単位を加算) 日 日・サービス支援指指支利用生活援助事業所の場合 (1日につき269単位を加算) 地域北京移行個別支援特別加算 (1日につき269単位を加算) 地域北京移行個別支援特別加算 (1日につき269単位を加算)
(利用開館が3年以内の場合 の単位単位を出資) (利用開館が3年以下の場合 7年位4年化を加算) (利用開館が3年を超えて毎以内の場合 2年位4年化を加算) (利用開館が4年を超えて毎以内の場合 2年位4年化を加算) (利用開館が4年を超える場合 40単位単位を加算) (利用開館が5年を超える場合 40単位単位を加算) (利用開館が5年を超える場合 40単位単位を加算) (利用開館が5年2日以上 (1回につき1/122単位を加算) (月1回を開度) (月1回を用度)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(利用期間が5年を超える場合の単位を加算)
入院神支護特別加算 (月1回を観索) イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき61)率位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき1)122年位を加算) 帰宅時支援加算 (月1回を観索) イ 外治期間が3日以上7日未満 (1回につき137年位を加算) 日 外治期間が7日以上 (1回につき377年位を加算) 日 外治期間が7日以上 (1回につき377年位を加算) 日 中の中の中の場合 (1日につき22年位を加算) ロ 中の中の一に入支援整備定共同生活援助事業所の場合 (1日につき108年位を加算) ハ 外部サービス利用整治定共和生活援助事業所の場合 (1日につき108年位を加算) 日 中の中の一に入支援整備定共同生活援助事業所の場合 (1日につき240年位を加算) 日 中の中の一に入支援整備定共同生活援助事業所の場合 (1日につき260年位を加算) ハ 外部サービス利用整治定共和生活援助事業所の場合 (1日につき261年位を加算) 日 中の中の一に入支援整備定共同生活援助事業所の場合 (1日につき261年位を加算) ・
(月1個を観復)
□ 八級期間が7日以上 (1間)つき1122単位を加算)  「月間でき1122単位を加算)  「外 治期間が7日以上7日未満 (1回)こさき171単位を加算)  「外 治期間が7日以上7日未満 (1回)こさき371単位を加算)  「
日の外島開燃が日以上 (1面につきさ34権体を推算)  長期人院時支援特別加算 (1日につき122権位を加算)  ロ日中サービス支援型階度共同生活援助事業所の場合 (1日につき150権位を加算)  小 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき160権位を加算)  長期俸宅時支援加算 (1日につき40権位を加算)  ロ 日中サービス支援型階度共同生活援助事業所の場合 (1日につき40権位を加算)  ロ 日中サービス支援型階度共同生活援助事業所の場合 (1日につき40権位を加算)  1日につき40権位を加算)  が結め、1月につき40権が出算 (1日につき25権位を加算)  地域生活移行機別支援特別加算 (1日につき25権位を加算)  地域生活移行機別支援特別加算 (1日につき26権位を加算)
日の外島開燃が日以上 (1面につきさ34権体を推算)  長期人院時支援特別加算 (1日につき122権位を加算)  ロ日中サービス支援型階度共同生活援助事業所の場合 (1日につき150権位を加算)  小 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき160権位を加算)  長期俸宅時支援加算 (1日につき40権位を加算)  ロ 日中サービス支援型階度共同生活援助事業所の場合 (1日につき40権位を加算)  ロ 日中サービス支援型階度共同生活援助事業所の場合 (1日につき40権位を加算)  1日につき40権位を加算)  が結め、1月につき40権が出算 (1日につき25権位を加算)  地域生活移行機別支援特別加算 (1日につき25権位を加算)  地域生活移行機別支援特別加算 (1日につき26権位を加算)
□ 日中サービス支援登瑞定共同生活援助事業所の場合 (1日につき15回様位を加算) ハ 外部サービス利用登指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算) 長期帰宅時支援加算 イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算) □ 日中サービス支援登指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算) ハ 外部サービス利用登指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算) 地域生活移行動別支援特別加算 (1日につき25単位を加算)
7、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76様位を加算) 長期時宅時支援加算 イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40様位を加算) ロ 日中サービス支援監防定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40様位を加算) つ 日中サービス支援監防定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50様位を加算) 地域生活移行信削支援特別加算 (1日につき50様位を加算)
長期帰宅時支援加算 イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算) ロ 日中サービス发展型指定共用生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算) ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算) 地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき25単位を加算)
□ 日中サービス支援整局定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算) ハ 外部サービス利用整倍定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算) 地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき470単位を加算) 精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)
ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算) 地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算) 精神障害者地域移行特別加算 (1日につき8300単位を加算)
地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき470単位を加算) 開神障害者地域移行特別加算 (1日につき420単位を加算)
精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)
強度行動障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)
強疫行動障害者体験利用加算 (1日につき400単位を加算)
原産連携体制加算
日 政策連続体制加算(目) (日に、)さら3様位を加算)  八 医療連携体制加算(目) (1日につき125単位を加算)  江 医療がアアを必要としない利用者に対する看護であって、者匿の提供時間が2時間以上である場合
= 医療連携体制加耳(W) ((1)利用者が1人 (1日につき800単位を加算)
(2)利用者が2人 (1日につき500単位を加算) 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する者護である場合
(3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) 木 医療連携体制加算(V) (1日につき500単位を加算)
<ul><li>不 含意連携外等知事(V) (1日にフを300単位を加算)</li><li>へ 医舎連携件制加算(VI) (1日にフき100単位を加算)</li></ul>

通勤者生活	支援加算			(1日につき18単位を加算)	
障害者支援	施設等感染対策			(1月につき10単位を加算)	
,-1.2.1/2.9F			施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき5単位を加算)	
新興感染症	等施設療養加算				
				(月5回を限度として、240単位を加算)	
	イ 福祉・介護職	員等処遇改善加	(1)指定共同生活援助事業所の場合 (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×147/1,000) (1月につき +所定単位×147/1,000)	
	算(1)		(2) ローリーこへ又接至指定共同生活援助事業所の場合 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十所定単位×211/1,000)	
		0 0 00 00 18 16 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×144/1,000)	
	算(Ⅱ) 第(Ⅱ)	1員等処遇改善加	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×144/1,000)	
			(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×208/1,000) (1月につき +所定単位×128/1,000)	
	ハ 福祉・介護戦 加算(皿)	異員等処遇改善	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×128/1,000)	
			(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×192/1,000)	
	二 福祉·介護聯	性員等処遇改善	(1)指定共同生活援助事業所の場合 (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×105/1,000) (1月につき +所定単位×105/1,000)	
	加算(IV)		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×152/1,000)	
		(1) 福祉·介護	(一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×121/1,000)	
		職員等処遇改善 善加算(V)(1)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×121/1,000)	
		(2) 福祉・介護	(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×185/1,000) (1月につき +所定単位×124/1,000)	
		(2) 価値・3F機 職員等処遇改 善加算(V)(2)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×124/1,000)	
			(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×171/1,000)	
		(3) 福祉·介護 職員等原選內	(一)指定共同生活援助事業所の場合 (二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×118/1,000) (1月につき +所定単位×118/1,000)	
		職員等処遇改 善加算(V)(3)	(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×182/1,000)	
		(4) 福祉·介護 職員等処遇改	(一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×121/1,000)	
		職員等処遇改 善加算(V)(4)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (二)以解サービス利用則指やサ原体手援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×121/1,000)	
			(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×168/1,000) (1月につき +所定単位×98/1,000)	
ATTAL 0.5		(5) 福祉·介護 職員等処遇改 善加算(V)(5)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×98/1,000)	
福祉·介護 職員等処 遇改善加 篤		普加算(V)(5)	(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×145/1,000)	
通収書加 算		(6) 福祉・介護 職員等処遇改 差加第(V)(6)	<ul><li>(一)指定共同生活援助事業所の場合</li><li>(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</li></ul>	(1月につき +所定単位×95/1,000) (1月につき +所定単位×95/1,000)	
		職員等処遇改善加算(V)(6)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十所定単位×95/1,000) (1月につき 十所定単位×142/1,000)	
		(7) 福祉·介護職員等処遇改	(一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×96/1,000)	
		(/) 倍低*2F談 職員等処遇改 善加算(V)(7)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×96/1,000)	
	ホ 福祉・介護 職員等処遇改 善加算(V)		(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×122/1,000)	
	舎加算(V)	(8) 福祉·介護 職員等処遇改	<ul><li>(一)指定共同生活援助事業所の場合</li><li>(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</li></ul>	(1月につき + 所定単位×102/1,000) (1月につき + 所定単位×102/1,000)	
		善加算(V)(8)	(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×166/1,000)	
		(9) 福祉·介護	(一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×93/1,000)	
		職員等処遇改善 善加算(V)(9)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×93/1,000)	
		(10) 福祉・介	(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×119/1,000) (1月につき +所定単位×70/1,000)	
		護職員等処遇 改善加算(V)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×70/1,000)	
		(10)	(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×96/1,000)	
		(11) 福祉·介 護職員等処遇	(一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×79/1,000)	
		改善加算(V) (11)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×79/1,000) (1月につき +所定単位×126/1,000)	
		(12) 福祉·介 護職員等処遇	(一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×67/1,000)	
		護職員等処遇 改善加算(V)	(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×67/1,000)	
		(12)	(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×93/1,000) (1月につき +所定単位×77/1,000)	
		(13) 福祉・介 護職員等処遇 改善加算(V)	(二) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十所定単位×77/1,000)	
		改善加算(V) (13)	(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×103/1,000)	
		(14) 福祉·介 護職員等処遇	(一)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×51/1,000)	
		改善加算(V) (14)	<ul><li>(二)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</li><li>(三)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合</li></ul>	(1月につき +所定単位×51/1,000) (1月につき +所定単位×77/1,000)	
	-	1	(1)指定共同生活援助事業所の場合		
		イ 福祉·介護 職員処遇改善	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×86/1,000) (1月につき +所定単位×86/1,000)	
		職員処遇改善 加算(I)	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十所定単位×86/1,000) (1月につき 十所定単位×150/1,000)	
		<b>-</b>	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき 十所定単位×63/1,000)	
福祉・介護戦	<b>競員処遇改善加</b>	ロ 福祉・介護 職員処遇改善 加算(II)	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×63/1,000)	
#		加算(Ⅱ)	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×110/1,000)	
			(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×35/1,000)	
		職員処遇改善 (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合		(1月につき +所定単位×35/1,000)	
		加算(Ⅲ)	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×61/1,000)	
福祉·介護職	裁員等特定処遇	イ 福祉・介護器	I 最員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×19/1,000)	
改善加算		ロ 福祉·介護和	最長等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1,000) (1月につき +所定単位×16/1,000)	
拉拉。八字中	幸昌第人・ママー				
tmtm・3C球機	裁員等ベースアッ	/ ザ又饭川昇			
1				(1月につき +所定単位×26/1,000)	